# 議案参考資料

[令和 4 年第 4 回定例会(12 月)]

#### [担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

### 議案名

議案第64号 桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

#### 趣旨・目的

定年引上げに伴い、60 歳に達した職員の退職手当について特例を定める とともに、非常勤職員に対する退職手当の支給要件の緩和を行うため、所要 の改正を行おうとするものです。

## 概要

- ○定年引上げに伴う退職手当についての特例
  - ・60歳に達した日以後に退職する職員の退職手当は、引上げ後の定年退職 日の前に退職を選択する職員が不利とならないよう、「定年」を理由とす る退職と同様に算定します。
  - ・60 歳超の期間の給与が減額される職員に対し、退職手当の基本額の計算 方法の特例(ピーク時特例)を適用する措置を講じます。

(施行期日:令和5年4月1日)

- ○非常勤職員(※)に対する退職手当の支給要件の緩和
  - ・1 か月のうち勤務を要する日数について、一律 18 日以上とされていた ものを、月の日数が少ない月や休日の多い月については、18 日以上の要 件を緩和するものです。
    - ※ 常勤職員と勤務時間が同じ非常勤職員に限る。

(施行期日:公布の日)

## 背景・経過

○定年引上げについて

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされています。国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年も60歳から65歳まで段階的に引き上げることとなりました。

○非常勤職員に対する要件緩和について

非常勤職員に対する国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)の適用に当たっては、一定の要件を満たす者を常勤職員とみなして適用されているところです。要件の中の、1 か月のうち勤務を要する日数について、国家公務員等退職手当法施行令が令和 4 年 8 月 3 日に改正されたため、条例においても同様の改正を行うものです。